

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の 施行期日を定める政令の概要

<概要>

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）（第4条から第6条までの規定を除く。）の施行期日を平成25年3月1日とするもの。

※ 第4条（特別区設置協議会の設置）、第5条（特別区設置協定書の作成）、第6条（特別区設置協定書についての議会の承認）については平成24年9月21日に施行されている。